

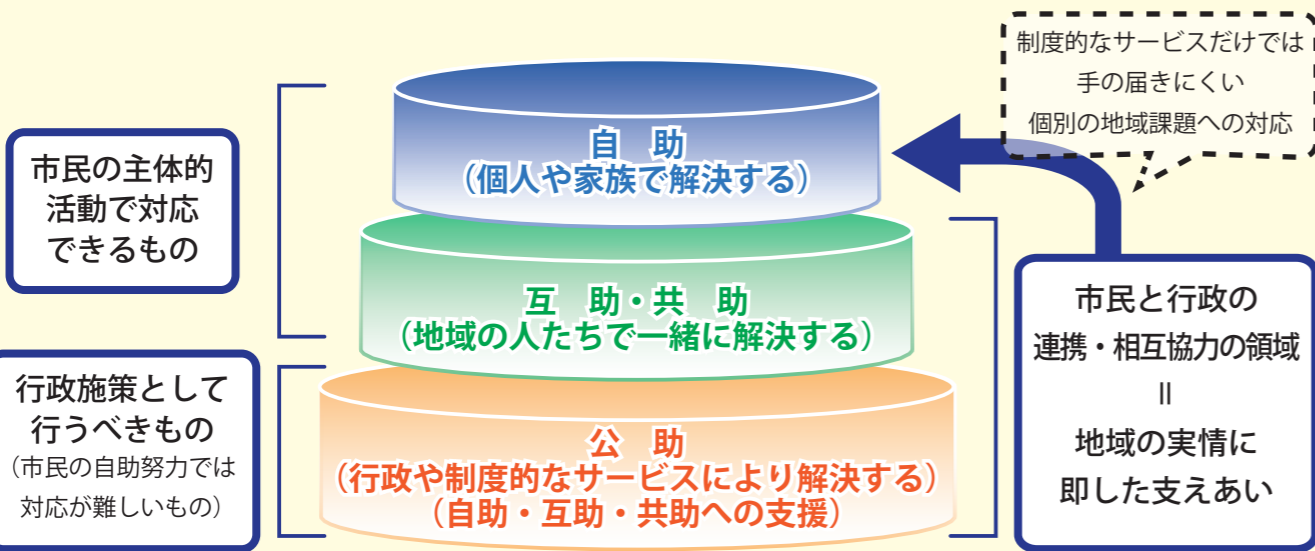
災害時にも助けあう制度 ～地域での助け合い～

The support system for people who require special assistance in disasters

「災害時にも助けあう制度 (災害時要配慮者支援制度)」

災害のとき、**自分の身は自分で守ること(自助)**が基本ですが、ご自身やご家族だけでは対応できないことがあります。また、大災害発生直後には、行政機能(公助)が正常に機能しない状況に陥ることが予想されます。そのため、災害発生時の被災者支援は、地域住民相互の協力(互助・共助)が必要不可欠となります。
特に、**高齢者、障がい者などの避難時に配慮が必要な人の支援**のためには、近所の人や自治会、自主防災会、民生児童委員など地域のみなさんとお互いに協力して助けあう体制をつくっておくことが大切です。
災害に日頃から備えるために、**地域の実情にあわせてともに安心して暮らせる地域づくりを進めていきたいと思います。**

【4つの「助」けあいが連携・相互協力する支えあいのしくみ】



災害時要配慮者とは People who require special assistance in emergencies

災害時要配慮者とは、災害発生の恐れがある場合または災害が発生した場合の避難行動に、第三者(他者)による何らかの支援を必要とする、次のいずれかに該当する人をいいます。ただし、福祉施設などに入所されている場合や、家族などにより必要な支援を受けることができる人は除きます。

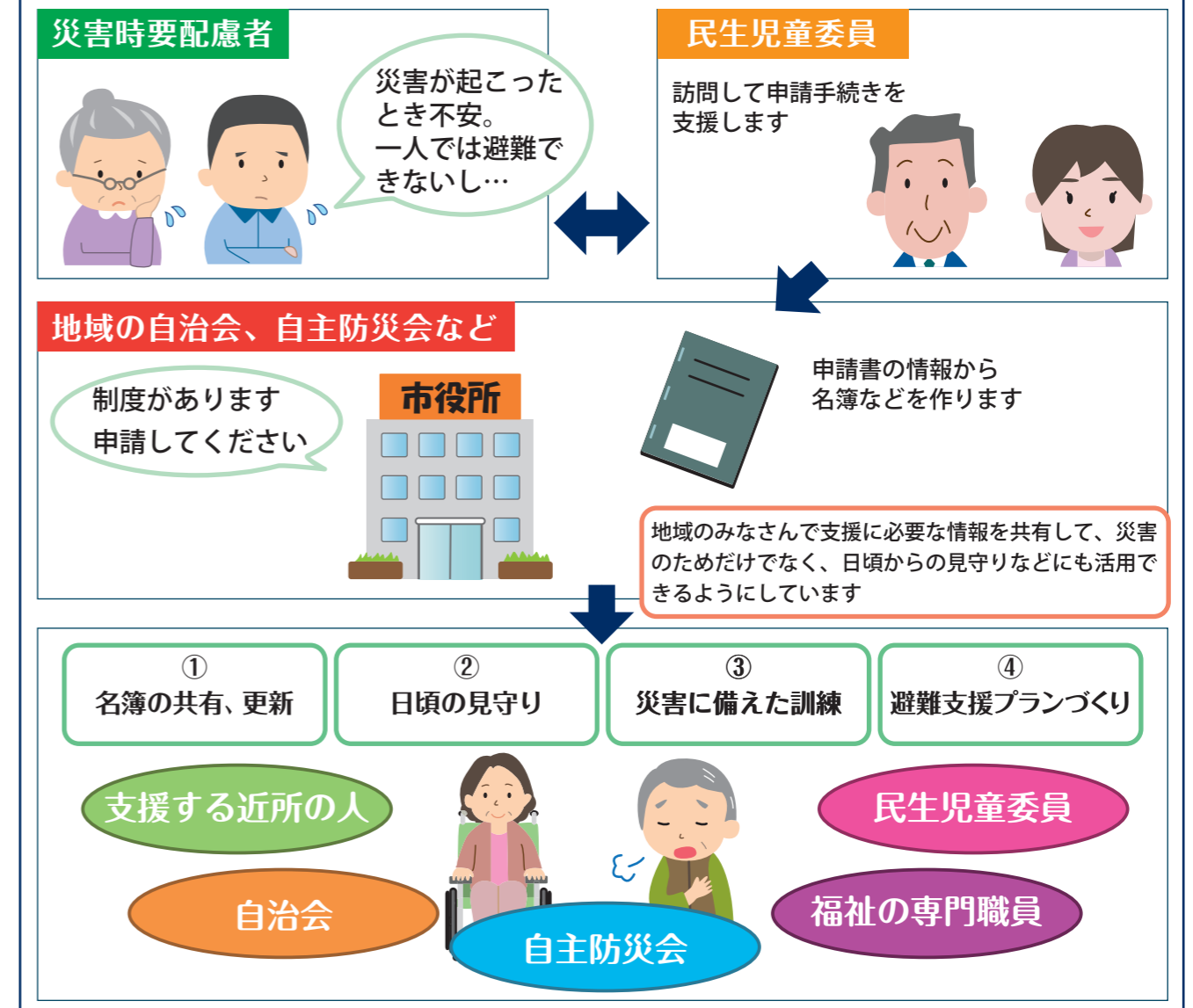
- (1) 介護保険における要介護認定を受けている人(要介護3・4・5)
- (2) 介護保険における要介護認定を受けている人(要介護2)で65歳以上のみの世帯の人または一人暮らしの人
- (3) 身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている人
- (4) 精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている人
- (5) 療育手帳の交付を受けている人(A、B)
- (6) 75歳以上のみの世帯の人または一人暮らしの人
- (7) その他、上記以外で支援を希望する人
(妊産婦、難病者、日本語を解せない外国人、65歳以上の人、日常生活に支援を必要とする人 など)

- 登録した情報は、日頃からの見守り活動や災害時の支援につなげるため、民生児童委員や自主防災組織、自治会、長岡京市社会福祉協議会、警察、消防、その他の避難支援に携わる関係者(避難支援者等関係者)へ提供します。
- この制度に登録することで、地域や市が避難を保障するものではありません。

地域でのしくみづくり How to create a system in the area

長岡京市では、災害が発生する恐れのある時の連絡や災害が起こった際の避難などの手助けが「地域の中で速やかに行われるためのしくみ」を市民のみなさんとともに作りたくと考えています。

【しくみのイメージ】



避難支援者になってください！～地域ぐるみでの助け合いを！～

大規模災害が起こったとき、行政機関が行う公的支援には限界があります。この制度は、普段からの地域の助け合い(互助・共助)によって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。

もし近所の方や自治会などから「避難支援者になって」と依頼されたら、できるだけお引き受けください。避難支援者になっても、その方を必ず避難させる責任や義務を伴うものではありません。災害のときは避難支援者自身も被災されているので、まず自分や家族を助けてから、**善意と地域の助け合いにより災害時要配慮者への支援をしていただくこと**になります。

災害が起こることは避けられません。しかし、その被害をできるだけ少なくするには、日頃からの備えが何より大切です。隣近所の住民がお互いに助け合う「互助・共助」の精神を、みなさんで大切に育てていきたいと思います。※自治会、自主防災会に加入していない場合は、自治会などからの組織的な支援を受けにくいことがあります。この機会に地域とのつながりをつくり、自治会へもぜひご加入ください。